

平成二十五年国土交通省令第六十三号

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則を次のように定める。

- 第一章 国管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等（第一条―第四条）
- 第二章 地方管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等（第五条・第六条）
- 第三章 雑則（第七条）

第一章 国管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等

（航空法施行規則の特例等）

**第一条** 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十三条の規定の適用については、同条第三号中「国土交通大臣又は空港等の設置者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者」とする。

**2** 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第七條第二項において準用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七條の規定による保安上の基準については、航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六條の規定を準用する。この場合において、同令第九十二条中「法第四十七條第一項（法第五十五條）とあるのは「空港」と、同令第九十二条中「法第四十七條第一項（法第五十五條）とあるのは「空港」と、同令第九十二条中「法第四十七條第一項」とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同令第十三号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四條第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、同令第百八条及び第百二十六条中「法第四十七條第一項（法第五十五條の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七條第一項」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者」とあるのは「国管理空港運営権者」と読み替えるものとする。

**3** 法第七條第二項において準用する航空法第四十七條の二の規定による空港保安管理規程の届出については、航空法施行規則第九十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「空港の設置又は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第二條第五項に規定する国管理空港特定運営事業（以下「国管理空港特定運営事業」という。）の実施に伴い空港保安管理規程の設定が行われる場合にあつては、当該国管理空港特定運営事業を開始する日までに」と、「設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに」とあるのは「変更が行われる場合にあつては、当該重要な変更後速やかに」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるものとする。

**4** 法第七條第二項において準用する航空法第四十七條の二第二項の規定による航空保安施設については、航空法施行規則第九十二条の三の規定を準用する。

**5** 法第七條第二項において準用する航空法第四十七條の二第二項の規定による空港保安管理規程の内容については、航空法施行規則第九十二条の四第一項の規定を準用する。

**6** 法第七條第三項において準用する航空法第五十四條の規定による航空保安施設の使用料金の届出については、航空法施行規則第百九条及び第百二十九條の規定を準用する。この場合においては、同令第百九条第一項第一号及び第百二十九條第一項第一号中「氏名」とあるのは、「商号又は名称」と読み替えるものとする。

**7** 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合については、航空法施行規則第二百三十八條（同条の表一の項から四の項まで、七の項及び九の項から十一の項までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条の表以外の部分中「航空保安無線施設又は航空灯火の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同条の表五の項上欄中「空港等の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同項中欄中「空港等」とあるのは「空港」と、「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表六の項上欄中「航空保安無線施設の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表八の項上欄中「航空灯火の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と読み替えるものとする。

**（立入検査の証票）**  
**第二条** 法第七條第六項の規定による立入検査の証票は、第一号様式によるものとする。

（空港法施行規則の準用）

**第三条** 法第八條第二項において準用する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二條の規定による空港供用規程の届出については、空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）第五條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「空港の供用開始の日」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第二條第五項に規定する国管理空港特定運営事業の開始の日」と、同項第一号及び同条第二項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と読み替えるものとする。

**2** 法第八條第二項において準用する空港法第十三條の規定による着陸料等の届出については、空港法施行規則第六條の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号及び第二項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と読み替えるものとする。

**3** 法第八條第二項において準用する空港法第三十二條の規定による報告徴収の方法については、空港法施行規則第十五條の規定を準用する。

**4** 法第八條第二項において準用する空港法第三十二條第三項の規定による立入検査の証明書は、第二号様式によるものとする。

（空港管理規則の適用除外）

**第四条** 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合には、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）の規定は適用しない。

第二章 地方管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等

（航空法施行規則の特例）

**第五条** 法第十二條第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七條の規定を適用する場合には、航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六條の規定の適用については、同令第九十二条第十三号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一條第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者」とあるのは「地方管理空港運営権者」とする。

**2** 法第十二條第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七條の二の規定を適用する場合には、航空法施行規則第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「空港の設置又は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第二條第六項に規定する地方管理空港特定運営事業（以下「地方管理空港特定運営事業」という。）の実施に伴い空港保安管理規程の設定が行われる場合にあつては、当該地方管理空港特定運営事業を開始する日までに」と、「設定又は変更」とあるのは「変更」と、「法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号又は名称」とする。

**3** 法第十二條第一項の規定により読み替えて適用する航空法第三十四條の規定を適用する場合には、航空法施行規則第二百三十九條の規定の適用については、同条中「第三十号様式」とあるのは「第三十号様式」とする。

るのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第三号様式」とする。

4 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第五十四条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十九条第一号及び第二百二十九条第一号第一号の規定の適用については、これらの規定中「氏名」とあるのは、「商号又は名称」とする。

5 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法施行規則第九十三条及び第二百三十八条の規定の適用については、同令第九十三条第三号中「国土交通大臣又は空港等の設置者」とあるのは、「地方管理空港運営権者」と、同令第二百三十八条の表以外の部分中「航空保安無線施設又は航空灯火の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び空港の設置者」と、同条の表五の項上欄中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表六の項上欄中「航空保安無線施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表八の項上欄中「航空灯火の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」とする。

（空港法施行規則の特例）

第六条 法第十三条の規定により読み替えて適用する空港法第十二条及び第十三条の規定を適用する場合における空港法施行規則第五条、第六条及び第十五条の規定の適用については、同令第五条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「空港の供用開始の日」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第二条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業の開始の日」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項及び同令第六条中「空港管理者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同令第十五条中「空港管理者又は指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」とする。

2 法第十三条の規定により読み替えて適用する空港法第三十二条の規定を適用する場合における空港法施行規則第十六条の規定の適用については、同条中「別記第三号様式」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第四号様式」とする。

第三章 雑則

（職権の委任）

第七条 法第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定による検査は、当該空港の所在地を管轄する地方航空局長に行わせる。

2 法第七条第四項及び第五項の権限並びに法第八条第二項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

- 一 空港法第三十二条第一項の権限
- 二 空港法第三十二条第二項の権限
- 三 空港法第三十三条の権限
- 3 法第七条第四項及び第五項の権限は、空港事務所長も行うことができる。
- 4 第二項第一号及び第二号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十五年七月二十五日）から施行する。

（民間航空専用施設）

第二条 法附則第二条第一項第一号の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 誘導路、エプロン及び照明施設

- 二 航空機の離着陸の安全を確保するため平らに維持することを必要とする用地
- 三 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場及び橋
- 四 前各号に掲げるもののほか、共用空港に係る施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるもの

（共用空港特定運営事業に係る航空法施行規則の特例等）

第三条 共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合における航空法施行規則第九十三条の規定の適用については、同条第三号中「国土交通大臣又は空港等の設置者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第五条に規定する共用空港運営権者」とする。

2 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の規定による保安上の基準については、航空法施行規則第九十二条、第九十八条及び第二百二十六条の規定を準用する。この場合において、同令第九十二条中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、第一号中「空港等」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、「第一項第二号に掲げるものを除く。」とあるのは「第一項第一号、第二号及び第八号から第十三号までに掲げるものを除き、かつ、民間航空専用施設に係るものに限る。」と、同条第二号、第六号及び第九号中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と同条第十号及び第十一号中「空港にあつては、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第十二号中「空港にあつては、空港で営業を行う者」とあるのは「民間航空専用施設で営業を行う者」と、同条第十三号中「空港にあつては、空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、同条第十四号中「空港にあつては、前各号」とあるのは「前各号」と、「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同令第八号第九号中「航空保安無線施設の管理者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同令第二百二十六条第八号中「航空灯火の管理者」とあるのは「共用空港運営権者」と読み替えるものとする。

3 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二の規定による民間航空専用施設保安管理規程の届出については、航空法施行規則第九十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同条第一項中「空港の設置又は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第三条に規定する共用空港特定運営事業（以下「共用空港特定運営事業」という。）」の実施に伴い民間航空専用施設保安管理規程の設定が行われる場合にあつては、当該共用空港特定運営事業を開始する日までに」と、「設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」の規定による検査が行われる日までに」とあるのは「変更が行われる場合にあつては、当該重要な変更後速やかに」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるものとする。

4 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第二項の規定による航空保安施設については、航空法施行規則第九十二条の三の規定を準用する。

5 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二の規定による民間航空専用施設保安管理規程の内容については、航空法施行規則第九十二条の四第一項（同項の表空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項の項第五号イ、ハ、ニ及びトを除く。）」の規定を準用する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項中「空港保安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同条第一項の表空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項の項及び空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項の項中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同表空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項の項上欄中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同項第一号から第三号までの規定中「空港」とあるのは

は「民間航空専用施設」と、同項第五号中「空港の管理」とあるのは「民間航空専用施設の管理」と、同号口中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同号ホ中「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、同号ヘ中「航空保安施設」とあるのは「共用空港航空保安施設」と、同号チ中「空港」とあるのは「共用空港」と読み替えるものとする。

6 法附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条の規定による航空保安施設の使用料金の届出については、航空法施行規則第九十九条及び第二百二十九条の規定を準用する。この場合において、同令第九十九条第一号及び第二百二十九条第一号中「氏名」とあるのは、「商号又は名称」と読み替えるものとする。

7 共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合には、航空法施行規則第二百三十八条（同条の表一の項から四の項まで、七の項及び九の項から十一の項までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条の表以外の部分中「航空保安無線施設又は航空灯火の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同条の表五の項上欄中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同項中欄中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と、「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表六の項上欄中「航空保安無線施設の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表八の項中「航空灯火の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と読み替えるものとする。

（共用空港特定運営事業に係る立入検査の証票）

第四条 法附則第六条第五項の規定による立入検査の証票は、第五号様式によるものとする。

（共用空港特定運営事業に係る空港法施行規則の準用）

第五条 法附則第七条第二項において準用する空港法第十二条の規定による民間航空専用施設供用規程の届出については、空港法施行規則第五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「空港供用規程」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第一項中「空港の供用開始の日」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」の開始の日と、同条第二項中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第三項第一号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2 法附則第七条第二項において準用する空港法第十三条の規定による民間航空専用施設の使用に係る料金の届出については、空港法施行規則第六条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項中「着陸料等」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第一項第一号及び第二項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第一項第二号及び第二項第二号中「空港」とあるのは「共用空港」と読み替えるものとする。

3 法附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条の規定による報告徴収の方法については、空港法施行規則第十五条の規定を準用する。

4 法附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第三項の規定による立入検査の証明書は、第六号様式によるものとする。

（心身の故障により特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者）

第五条の二 法附則第十四条第二項第四号ホの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（特定地方管理空港運営者について公表する事項）

第六条 法附則第十四条第六項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定に係る特定地方管理空港の名称及び位置
- 二 特定地方管理空港運営者が行う運営等の内容
- 三 指定の期間

（特定地方管理空港に係る航空法施行規則の特例）

第七条 法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条、第九十八条及び第二百二十六条の規定の適用については、同令第九十二条第十三号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同令第九十八条第九号中「航空保安無線施設の管理者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同令第二百二十六条第八号中「航空灯火の管理者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」とする。

2 法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「空港の設置又は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第十四条第一項に規定する特定地方管理空港の運営等（以下「特定地方管理空港の運営等」という。）の実施に伴い空港保安管理規程の設定が行われる場合にあつては、当該特定地方管理空港の運営等を開始する日までに」と、「設定又は変更」とあるのは「変更」と、「法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号又は名称」とする。

3 法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第三十四条の規定を適用する場合における航空法施行規則第二百二十九条の規定の適用については、同条中「第三十号様式」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第七号様式」とする。

4 法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第五十四条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十九条第一号及び第二百二十九条第一号の規定の適用については、これらの規定中「氏名」とあるのは、「商号又は名称」とする。

5 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法施行規則第九十三条及び第二百三十八条の規定の適用については、同令第九十三条第三号中「国土交通大臣又は空港等の設置者」とあるのは、「特定地方管理空港運営者」と、同令第二百三十八条表以外の部分中「航空保安無線施設又は航空灯火の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び空港の設置者」と、同条の表五の項上欄中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表六の項上欄中「航空保安無線施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」と、同表八の項上欄中「航空灯火の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同項中欄中「名称」とあるのは「商号若しくは名称」とする。

（特定地方管理空港に係る空港法施行規則の特例）

第八条 法附則第十六条の規定により読み替えて適用する空港法第十二条及び第十三条の規定を適用する場合における空港法施行規則第五条、第六条及び第十五条の規定の適用については、同令第五条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「空港の供用開始の日」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第十四条第一項に規定する特定地方管理空港の運営等の開始の日」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項及び同令第六条中「空港管理者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同令第十五条中「空港管理者又は指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」とする。

2 法附則第十六条の規定により読み替えて適用する空港法第三十二条の規定を適用する場合における空港法施行規則第十六条の規定については、同条中「別記第三号様式」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第八号様式」とする。

(職権の委任)

第九条 法附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定による検査は、当該空港の所在地を管轄する地方航空局長に行わせる。

2 法附則第六条第三項及び第四項の権限並びに法附則第七条第二項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一 空港法第三十二条第一項の権限

二 空港法第三十二条第二項の権限

三 空港法第三十三条の権限

3 法附則第六条第三項及び第四項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

4 第二項第一号及び第二号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

附則 (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条及び第二十三条(建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。)の規定 整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)

二 第十一条、第二十四条及び第二十六条の規定 整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の前日に、この省令による改正前の海難審判法施行規則、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則及び航空法施行規則(欠格条項を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第1号様式(第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

(表)

8.6センチメートル

第 号

写真

日本国

官職

氏名

生年月日 年 月 日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律  
第7条第6項の立入検査員証

国土交通大臣

年 月 日 発行

年 月 日 限り有効

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

(航空法の特例等)

第7条  
2 航空法第47条から第47条の3までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設設置者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第4条第2項に規定する(国管理空港運営権者(以下「国管理空港運営権者」という。))と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第2条第5項第2号に規定する航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同法第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

3 航空法第54条の規定は、第2条第5項第2号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。

4 国土交通大臣は、第2項において準用する航空法第47条から第47条の3までの規定及び第3項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港保安施設が設置されている場所に入場して、空港保安施設、航路、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。

6 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第5項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。  
(イ) 第7条第2項において準用する航空法第47条第2項の規定又は第7条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。  
(ロ) 第7条第5項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

5.4センチメートル

(表)

第19条 国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

第7条 (職務の委任)

- 1 法第7条第4項及び第5項の権限並びに法第8条第2項において用いる空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
- 2 法第7条第4項及び第5項の権限は、空港事務局長も行うことができる。

航空法抜粋

(空港等又は航空保安施設の管理)

第47条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準(空港にあつては、当該保安及び基本方針)に従つて当該施設を管理しなければならない。

- 1 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めることにより当該施設について定期に検査をしなければならない。
- 2 (空港保安管理規程) 第47条の3 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 3 空港保安管理規程は、前条第1項の保安上の基準に従つて空港(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するための必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の2第2項及び第148条第4号において同じ。)の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
  - i) 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
  - ii) 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
  - iii) 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項
- 4 国土交通大臣は、空港保安管理規程が同項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第14条に規定する協議会における協議の特例)

第47条の3 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第14条に規定する協議会(次項において協議会という。)は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に關し必要な事項について協議することができる。

- 1 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第14条第2項第2号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。
- 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第14条第2項第2号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

(航空保安施設の費用負担)

第54条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

- 1 国土交通大臣は、前項の使用料金の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。
- 2 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをなすものであるとき、
  - i) 正当な経済的理据を講じて支拂し、不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

第2号様式(第3条関係)

(表)

	第 _____ 号
	所屬及び職名
	氏 名
	生 年 月 日
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項 の規定により準用する空港法第32条第3項の規定による検査員証	
	年 月 日発行
	年 月 日限り有効
顔 写 真	
国 土 交 通 大 臣 印	

(裏)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

(空港法の特例等)

第8条

- 1 空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、国管理空港運営権者について用いる。この場合において、同法第32条第1項及び第2項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第8条第2項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替へるものとする。
- 2 第17条 次の各号のうちいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の懲役を處する。
  - i) 第8条第2項において準用する空港法第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の答へ、若しくは虚偽の供述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

第7条

- 1 法第7条第4項及び第5項の権限並びに法第8条第2項において用いる空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
- 2 法第7条第4項及び第5項の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務局長も行うことができる。

空港法抜粋

(報告徴収及び本人検査)

第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせなければならない。

- 1 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務若しくは他の事務に立入り、帳簿若しくは記録を閲覧し、又は事業の用に關する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。

第3号様式（第5条関係）

(表)

8.6センチメートル

写真	第 号 日本国 官職 氏名 生年月日 年 月 日 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第12条第1項 の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証 国土交通大臣 印 年 月 日 発行 年 月 日 限り有効
5.4センチメートル	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 <small>           (航空法の特例)            第12条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第61号）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「空港及び同法第5条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第6項に規定する地方管理空港特定空港運営事業に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」とし、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第49条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第1項第4号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。         </small>
5.4センチメートル	

(表)	
航空法抜粋	
(報告徴収及び立入検査)	
第 134 条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装置品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空機若しくは航空機若しくは航空保安施設の使用、航空業務、航空運送事業、航空機整備事業又は航空運送代理店業務に関し、報告を求めらるることができる。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空機又は装置品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者</li> <li>(2) 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者</li> <li>(3) 航空機整備事業</li> <li>(4) 空港等又は航空保安施設の設置者</li> <li>(5) 航空従事者</li> <li>(6) 操縦技能審査員</li> <li>(7) 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者とする者</li> <li>(8) 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの</li> <li>(9) 航空運送代理店業を営業者とする者</li> </ul>	
2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入り、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(立入検査の処分の罰)	
第 135 条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 47 条第 2 項又は第 134 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</li> <li>(2) 第 134 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</li> <li>(3) 第 134 条第 2 項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者</li> </ul>	
航空法施行規則抜粋	
(職権の委任)	
第 240 条	
2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定による権限</li> </ul>	
第 240 条の 2	
3 前条第 2 項第 5 号及び第 7 号の権限は、空港事務所長も行うことができる。	

第 4 号様式 (第 6 条関係)

(表)	
	第 _____ 号
所 属 及 び 職 名	
氏 名	
生 年 月 日	
民 間 の 能 力 を 活 用 し た 国 管 理 空 港 等 の 運 営 等 に 関 す る 法 律 第 13 条 の 規 定 に よ り 適 用 す る 空 港 法 第 32 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 検 査 員 証	
年 月 日 発 行	
年 月 日 限 り 有 効	
顔 写 真	
国 土 交 通 大 臣 印	

(裏)	
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋	
<p>(空港法の特例)</p> <p>第 13 条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の適用については、同法第 13 条第 3 項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 28 年法律第 67 号）第 11 条第 2 項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同法第 3 条第 3 項中「空港管理者（国土交通大臣を称し、次項及び次条において同じ。）」とあり、同法第 1 項及び同法第 13 条中「空港管理者」とあり、同法第 14 条第 2 項第 2 号中「次条第 3 項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第 32 条第 1 項中「空港管理者（国土交通大臣を称し、次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同法第 2 条中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第 13 条第 4 項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第 33 条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を称し。）」、地方管理空港運営権者」とする。</p>	
空港法抜粋	
(報告徴収及び立入検査)	
第 32 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をせよることができる。	
2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第 32 条 次号各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 32 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</li> </ul>	
空港法施行規則抜粋	
第 17 条 法に規定する国土交通大臣の権限(成田国際空港、千原国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。))で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第 32 条第 2 項の規定による権限</li> <li>(2) 前項第 4 号及び第 6 号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。</li> </ul>	

備考 大きさは、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

第5号様式（附則第4条関係）

(表)

8.6センチメートル

写 真	第 号 日 本 国 官 職 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 附則第6条第5項の立入検査員証 国土交通大臣	年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則 附 則 (共用空港特定運送事業に係る航空法の適用) 第6条 航空法第47条から第47条の3までの規定は、共用空港運送事業者が共用空港特定運送事業を実施する場 合について適用する。この場合において、同法第47条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民 間航空専用施設又は共用空港保安施設」と、同法第47条の2第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」 とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第5条に規定する共用空港運送事 業者（以下「共用空港運送事業者」という。）、若しくは「空港」とあるのは「同法附則第2条第1項第3号に規定する 民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「民間航空専用施設 及び同法附則第2条第1項第3号に規定する共用空港特定運送事業に係るもの」と、同法第47条の2第1項中「空 港の設置者又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2（見出しを含む）及び第47条の3第1項中「 共用空港運送事業者」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに同法第47条の3第1 項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運送事業者」と、同法第47条の2第2項中「空港（空港」とあるのは 「民間航空専用施設（共用空港）と、空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、この条、第65 条の2第2項及び第148条第4号とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用 空港運送事業者が遵守すべき」と、同法第47条の2（見出しを含む）及び第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法 第47条の3の見出し及び同法第1項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第4条において準用する同 法第14条」と、同法中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第2項中「空港法第14条第2 項第2号」とあるのは「空港法附則第4条において準用する同法第14条第2項第2号」と、「当該空港」とあ るのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。 2 航空法第64条の規定は、同法第3条第2号に掲げる事業を含む共用空港特定運送事業を実施する共用空港運 送事業者について適用する。 4 国土交通大臣は、第1項において準用する航空法第47条から第47条の3までの規定及び第2項において準 用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運送事業者の事務所そ の他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港保安施設が設置されている場所に入らないう、共用空港航 空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 5 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証拠を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提 示しなければならない。 6 第4項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		

5.4センチメートル

(表)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。  
 ① 前項第6条第1項において準用する航空法第47条第2項の規定又は附則第6条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき  
 ② 前項第6条第4項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

第11条 共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の科料を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附 則  
(運輸の委任)

第9条  
 2 法附則第6条第3項及び第4項の権限並びに法附則第7条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。  
 3 法附則第6条第3項及び第4項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

(空港等又は航空保安施設の管理)  
 第47条 空港等の設置者は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。  
 2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港保安管理規程)  
 第47条の2 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。  
 2 空港保安管理規程は、前条第1項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含み、以下この条、第54条及び第148条第4号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものであること。  
 ① 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項  
 ② 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項  
 3 国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきを命ずることができる。

(航空法第14条に規定する協議会における協議の特例)  
 第47条の3 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む航空法第14条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。  
 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、航空法第14条第2項第2号中見られる者とは異なる者（見られる者及び当該空港の保安を確保するために必要な者）とする。

(航空保安施設の使用料)  
 第54条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。  
 2 国土交通大臣は、前項の使用料金を次の各号のいずれかにして課税するものとするときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。  
 ① 特定の用途を専らとしてその施設を供用するものであるとき  
 ② 非営利の目的で供用するものであるとき  
 ③ 非営利の目的で供用するものであるとき、利用者当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

第6号様式（附則第5条関係）

(表)

第 _____ 号
所 属 及 び 職 名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第7条第2項の規定により準用する航空法第32条第3項の規定による検査員証

年 月 日 発行  
年 月 日 限り有効

顔 写 真

国 土 交 通 大 臣 印

(裏)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附 則  
(空港法の特例)  
 第9条  
 2 航空法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第12条の規定は、及び同法第13条の第3号の規定で「空港保安施設」とあり、及び同法第32条の「国管理」及び同法第33条の「国管理」は、それぞれ「共用空港運営権者」に置き換へて読み替へるものとする。  
 3 同法第12条の規定は、同法第13条の規定及び同法第32条の「国管理」とあり、並びに同法第33条の「国管理」とあるものは「航空保安施設」と読み替へるものとする。同法第13条の規定及び同法第32条の「国管理」とあり、並びに同法第33条の「国管理」とあるものは「航空保安施設」と読み替へるものとする。同法第13条の規定及び同法第32条の「国管理」とあり、並びに同法第33条の「国管理」とあるものは「航空保安施設」と読み替へるものとする。同法第13条の規定及び同法第32条の「国管理」とあり、並びに同法第33条の「国管理」とあるものは「航空保安施設」と読み替へるものとする。

(罰則)  
 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。  
 ① 前項第6条第1項において準用する航空法第47条第2項の規定又は附則第6条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附 則  
(運輸の委任)  
 第9条  
 2 法附則第6条第3項及び第4項の権限並びに法附則第7条第2項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。  
 3 法附則第6条第3項及び第4項の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

空港法抜粋

(罰則及び犯人検挙)  
 第32条 違反行為については、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次条及び次条において同じ。）及び指定空港保安施設事業者に対し、その業務又は業務の執行に關し罰金を科することができる。  
 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要の程度において、その職員に、空港管理者及び指定空港保安施設事業者の業務執行その他の事務を命ずるに任じ、業務若しくは経理の職務若しくは事務の執行に任ずる監督、検査、審判その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  
 3 前項の規定により罰金を科する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。  
 4 罰金の徴収に関する権限は、空港管理者のみに認めなければならない。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。

第6号様式（附則第5条関係）

第7号様式（附則第7条関係）

(表)

8.6センチメートル

写真	日本国	第 号
		官職 氏名
		生年月日 年 月 日
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第15条第1項の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証の立入検査員証		
国土交通大臣 <span style="float: right;">印</span>		
年 月 日 発行		
年 月 日 限り有効		

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第15条第1項の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証の立入検査員証

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

第15条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第2項第3号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第1号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第2項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに同法第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第134条第1項第4号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

8.6センチメートル

(表)

(報告徴収及び立入検査)

第134条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは空陸機品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空機検査証明、空港等若しくは航空保安施設等の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代用事業に関し報告を求めることができる。

- ① 航空機又は空陸機品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
- ② 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- ③ 指定航空機検査員
- ④ 空港等又は航空保安施設の設置者
- ⑤ 航空従事者
- ⑥ 検査員
- ⑦ 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
- ⑧ 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- ⑨ 航空運送代用事業を経営する者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設等の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立入りつて、航空機、航空保安施設、機庫、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査の拒否等の罰)

第158条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- ① 第134条第2項又は第134条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠忽した者
- ② 第134条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ③ 第134条第2項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

航空法施行規則抜粋

(職権の委任)

第240条

- 2 法及この省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
  - ① 法第134条第1項又は第2項の規定による権限

第240条の2

- 3 前条第2項第5号及び第7号の権限は、空港事務所長も行うことができる。

第8号様式（附則第8条関係）

(表)

	第 _____ 号
	所 属 及 び 職 名
	氏 名
	生 年 月 日
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第16条 の規定により適用する空港法第32条第3項の規定による検査員証	
	年 月 日 発 行
	年 月 日 限 り 有 効
顔 写 真	
国 土 交 通 大 臣 印	

(裏)

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附 則

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)

第16条 特定地方管理空港事業者は、特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第32条第1項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第47号）第17条第1項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第47号）第17条第1項中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣を称し、次項及び次条において同じ。」とあり、同法第34条第1項中「空港管理者」とあり、同法第35条第2項中「次号第1項に規定する指定空港機検査事業者」とあり、同法第32条第1項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機検査事業者」とあり、同法第33条中「空港管理者、指定空港機検査事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）特定地方管理空港事業者」とする。この場合において、空港機検査及び航空法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定は、適用しない。

空港法抜粋

第32条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機検査事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機検査事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- ① 第32条第2項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは怠忽し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第17条 法に規定する国土交通大臣の権限（後述の附則第16条、第17条第1項及び第2項の規定を除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

- ① 同法第134条第1項の規定による権限
- ② 前項第4号及び第5号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

備考 大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。